

安城市道路敷地寄附受納要綱

安城市道路寄附受納基準の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市が道路敷地の用に供するための土地の寄附を受納（以下「寄附受納」という。）する場合の基準、手続その他必要な事項を定めることにより、道路管理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路をいう。
- (2) 位置指定道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を受けた道路をいう。
- (3) 認定外道路 道路法第3条に規定する道路及び位置指定道路以外の既設道路であって、建築基準法第42条の規定に該当するものをいう。
- (4) 道路拡幅部分の土地 市道又は認定外道路の拡幅に係る当該拡幅部分の土地をいう。
- (5) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。

(寄附受納の対象となる道路敷地)

第3条 寄附受納の対象とする土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。

- (1) 市道内の土地
 - (2) 位置指定道路内の土地
 - (3) 認定外道路内の土地
 - (4) 道路拡幅部分の土地
 - (5) 都市計画法第34条の2に規定する者が開発行為により設置した道路内の土地
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める土地
- 2 前項の規定にかかわらず、当該土地が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附受納の対象としない。
- (1) 都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合（自己の業務及び自己の居住の用に供する建築物の建築を

目的として開発許可を受けようとする場合を除く。)

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存在する場合

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による土地改良事業の施行区域内に存在する場合

(4) その他市長が不相当と認める場合

(土地の権利、道路の境界等に関する基準)

第4条 前条の規定により寄附受納の対象となる土地のうち、市が寄附受納する土地は、次条から第7条までに定めるもののほか、次に掲げる基準(市道内の土地を寄附受納する場合にあっては、第1号に掲げる基準に限る。)を満たしたものである。

(1) 地上権、抵当権、借地権その他の所有権以外の権利が設定されていないものであること。

(2) 当該土地に接する道路(道路拡幅部分の土地にあっては、拡幅前の道路)が、公図幅が確保できるもの又は境界が確定していると市長が認めるものであること。

(3) 当該土地に接する道路(道路拡幅部分の土地にあっては、拡幅後の道路)の境界には、境界杭又はこれに類する境界を明示する物が設置されているものであること。

(位置指定道路内の土地の基準)

第5条 位置指定道路内の土地を寄附受納する場合における当該位置指定道路は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を受けた後2年を経過したものでなければならない。

(認定外道路内の土地の基準)

第6条 認定外道路内の土地を寄附受納する場合の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 当該認定外道路が、袋路状でないものであること。

(2) 寄附受納しても、特定個人の利益を誘導するおそれがないものであること。

(3) 周囲の状況に照らし、寄附受納しても、交通安全、管理面等で支障がないと認められるものであること。

(道路拡幅部分の土地の基準)

第7条 道路拡幅部分の土地を寄附受納する場合の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 当該拡幅前の市道又は認定外道路が、袋路状でないものであること。

- (2) 当該拡幅前の認定外道路が、国、県、市等が所有する公共用地であること。
- (3) 当該拡幅後の道路の幅員が、周囲の状況に照らして市長が必要と認める区間について、5メートル以上となるものであること。
- (4) 当該土地が、整地、舗装、側溝敷設等周囲の状況に照らして市長が必要と認める整備がされたものであること。
- (5) 寄附受納しても、特定個人の利益を誘導するおそれがないものであること。
- (6) 周囲の状況に照らし、寄附受納しても、交通安全、管理面等で支障がないと認められるものであること。

(複数の土地の同時寄附)

第 8 条 市長は、寄附が見込まれる土地に隣接し、又は近接して寄附受納することが適当と認められる他の土地が存する場合には、当該土地も含めて同時に寄附の申出がされなければ寄附受納しないこととすることができる。

(寄附の申出)

第 9 条 この要綱に基づく土地の寄附をしようとする者は、土地寄附申出書(別記様式)に必要な書類を添付して市長に申し出るものとする。

(費用負担)

第 10 条 土地の分筆及び整備その他の寄附受納に要する費用は、原則として申出者の負担とする。ただし、市が負担することが適当であると市長が認める場合は、この限りではない。

(謝礼)

第 11 条 市長は、市道又は認定外道路内の土地について寄附受納の手続が完了したときは、予算の範囲内で、当該土地1筆ごとに登記名義人1人当たり1万円を謝礼として支払うものとする。ただし、当該寄附受納に伴い、市が当該土地に相当する価値の土地を、当該寄附をした者に譲渡する場合は、この限りではない。

(他の要綱による寄附の制度との調整)

第 12 条 他の要綱の規定により、土地の寄附の手続その他の事項についてこの要綱の規定を準用する場合には、当該他の要綱の目的、趣旨その他の事項に照らして、それらの事項に抵触しない範囲において当該他の要綱に定めのない事項に限り、この要綱の規定が適用されるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。